

田辺市高等教育機関設置等調査検討会議設置要綱

(設置)

第1条 田辺市高等教育機関設置可能性調査検証結果報告書（以下「報告書」という。）の内容等を専門的な見地を含めて検討するため、高等教育機関設置等調査検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について調査、検証又は検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 報告書の内容に関すること。
- (2) 高等教育機関の設置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会議は、委員12人以内で組織する。

- 2 委員は、市職員、有識者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日から前条の事務が終了する日までとする。

(座長)

第4条 検討会議に、座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 検討会議の会議は、座長が招集し、その議長となる。ただし、座長が選出される前の会議は、市長が招集する。

- 2 検討会議は、委員以外の者の意見又は説明を聴くため、その者に会議への出席又は文書等の提出を求めることができる。
- 3 検討会議の会議は、公開しない。

(事務局)

第6条 検討会議の事務局は、企画部企画広報課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月15日から施行する。